

第 13 期 中 間 決 算 公 告

平成 20 年 12 月 26 日

東京都中野区本町 2 丁目 4 6 番 1 号
株式会社 整理回収機構
代表取締役社長 奥野善彦

中間貸借対照表（平成 20 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	24,222	預 金	223
コーポローン	394,900	借 用 金	2,169,298
買入金銭債権	1,987	そ の 他 負 債	131,600
有 価 証 券	1,019,327	未 払 法 人 税 等	11
貸 出 金	984,328	そ の 他 の 負 債	131,589
未 収 助 成 金	421,786	退 職 給 付 引 当 金	1,184
そ の 他 資 産	35,821	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	129
有 形 固 定 資 産	442	支 払 承 諾	20,106
無 形 固 定 資 産	133	負 債 の 部 合 計	2,322,541
支 払 承 諾 見 返	20,106	（純資産の部）	
貸 倒 引 当 金	501,003	資 本 金	212,000
		利 益 剰 余 金	129,078
		そ の 他 利 益 剰 余 金	129,078
		繰 越 利 益 剰 余 金	129,078
		株 主 資 本 合 計	82,921
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,411
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,411
		純 資 産 の 部 合 計	79,509
資 産 の 部 合 計	2,402,051	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,402,051

中間損益計算書 (平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		145,462
資 金 運 用 収 益	25,743	
(うち貸出金利息)	(10,611)	
(うち有価証券利息配当金)	(13,701)	
信 託 報 酬	76	
役 務 取 引 等 収 益	302	
そ の 他 業 務 収 益	24	
そ の 他 経 常 収 益	119,316	
経 常 費 用		139,198
資 金 調 達 費 用	10,344	
(うち預金利息)	(0)	
役 務 取 引 等 費 用	1,913	
営 業 経 費	7,626	
そ の 他 経 常 費 用	119,313	
経 常 利 益		6,264
特 別 利 益		17,075
特 別 損 失		28
税 引 前 中 間 純 利 益		23,311
法人税、住民税及び事業税		9
中 間 純 利 益		23,301

(貸借対照表及び損益計算書の注記)

・記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

・中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．販売用動産不動産の評価方法

販売用動産不動産の評価は、低価法により行っております。

（会計方針の変更）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から販売用不動産には低価法を適用しております。これにより従来の方法に比べ、その他経常費用は37百万円増加し、経常利益及び中間純利益は37百万円減少しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～48年
その他	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

貸出金等について当社が「特定住専債権回収業務」及び「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しておりますほか、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期において発生していると認められる額（総合型の年金基金を除く）を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

. 表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 44 号平成 20 年 7 月 11 日)により改正され、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

. 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 9 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 164,017 百万円、延滞債権額は 402,391 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 10,222 百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,986 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 579,617 百万円であります。

なお、2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 125,239 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金 200 百万円及び有価証券 30,575 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 874 百万円であります。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 676 百万円

9. 1株当たりの純資産額 16,877 円 37 銭

10. 当社の単体自己資本比率(5.16%)については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外(預金保険法附則第11条第9項)であります。

11. 「未収助成金」は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第10条に基づくものであります。

12. 「その他資産」には、次のものを含んでおります。

・販売用動産不動産 169 百万円

・未還付配当利子所得税 11,847 百万円

・旧東京協和・安全の両信用組合からの事業譲受けにかかる金融機関と当社との間の収益支援契約に基づき、1年後に贈与を受ける額 2,512 百万円

13. 「その他の負債」には、次のものを含んでおります。

・預金保険法附則第7条第1項第2号の2に基づき、預金保険機構に納付する額 30,095 百万円

・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条第3項に基づき、預金保険機構に納付する額 5,789 百万円

・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第13条に基づき、預金保険機構に納付する額 80,999 百万円

(中間損益計算書関係)

1. 1株当たり中間純利益金額 5,825 円 43 銭

2. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

・株式等売却益 73,097 百万円

・債権取立等益 34,758 百万円

・特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第10条に基づき
預金保険機構より助成金の交付を受けるべき収益 10,085百万円

3. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

- ・貸出金償却 114百万円
- ・債権売却損 518百万円
- ・販売用動産不動産関係費用 44百万円
- ・預金保険法附則第7条第1項第2号の2に基づく預金保険機構への納付金 30,095百万円
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条第3項に基づく預金保険機構への納付金 5,789百万円
- ・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第13条に基づく預金保険機構への納付金 80,999百万円

4. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益 17,037百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	548	548	0

(注)時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	65,920	62,500	3,420
債券	30,689	30,698	8
国債	30,689	30,698	8
合計	96,610	93,198	3,411

(注)中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内 容	金額(百万円)
子会社・子法人等株式	9
その他有価証券	
非上場株式	925,541
非上場外国証券	0
その他	28

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	116,028百万円
繰越欠損金	359,025
その他	<u>2,901</u>

繰延税金資産小計	477,954
評価性引当額	<u>477,954</u>
繰延税金資産合計	

信託財産残高表

(平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
金 銭 債 権	5,918	金銭信託以外の金銭の信託	3,963
現 金 預 け 金	118	金 銭 債 権 の 信 託	1,173
		包 括 信 託	899
合 計	6,037	合 計	6,037

- 注 1 . 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 共同信託他社管理財産 28,795百万円
- 3 . 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

第 13 期 中 間 決 算 公 告

平成 20 年 12 月 26 日

東京都中野区本町 2 丁目 4 6 番 1 号
株式会社 整理回収機構
代表取締役社長 奥野善彦

中間連結貸借対照表（平成 20 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	24,341	預 け 金	223
コ ー ル ロ ー ン	394,900	借 用 金	2,169,298
買 入 金 銭 債 権	1,987	そ の 他 負 債	131,669
有 価 証 券	1,019,317	退 職 給 付 引 当 金	1,184
貸 出 金	984,328	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	129
未 収 助 成 金	421,786	支 払 承 諾	20,106
そ の 他 資 産	35,821	負 債 の 部 合 計	2,322,610
有 形 固 定 資 産	442	（ 純 資 産 の 部 ）	
無 形 固 定 資 産	133	資 本 金	212,000
支 払 承 諾 見 返	20,106	利 益 剰 余 金	129,036
貸 倒 引 当 金	501,003	株 主 資 本 合 計	82,963
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,411
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,411
		純 資 産 の 部 合 計	79,551
資 産 の 部 合 計	2,402,161	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,402,161

中間連結損益計算書 〔平成20年4月 1日から
平成20年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		145,619
資 金 運 用 収 益	25,743	
(うち貸出金利息)	(10,611)	
(うち有価証券利息配当金)	(13,701)	
信 託 報 酬	76	
役 務 取 引 等 収 益	306	
そ の 他 業 務 収 益	24	
そ の 他 経 常 収 益	119,468	
経 常 費 用		139,315
資 金 調 達 費 用	10,344	
(うち預金利息)	(0)	
役 務 取 引 等 費 用	1,911	
営 業 経 費	7,626	
そ の 他 経 常 費 用	119,432	
経 常 利 益		6,304
特 別 利 益		17,075
特 別 損 失		28
税金等調整前中間純利益		23,351
法人税、住民税及び事業税		9
中 間 純 利 益		23,342

(中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

株式会社ティーエイチアールクレジット

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

埼玉中央保証株式会社

栄進産業株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

株式会社イースタンコーポレイション

新潟中央カード株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は9月末日であります。

(連結貸借対照表及び連結損益計算書の注記)

・記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

・会計処理基準に関する事項

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．販売用動産不動産の評価方法

販売用動産不動産の評価は、低価法により行っております。

（会計方針の変更）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から販売用不動産には低価法を適用しております。これにより従来の方法に比べ、その他経常費用は37百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は37百万円減少しております。

3．減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～48年
その他	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4．貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

貸出金等について当社が「特定住専債権回収業務」及び「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収

不能と認められる額を計上しておりますほか、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

5. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額(総合型の年金基金を除く)を計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

当社並びに連結される子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

. 中間連結キャッシュ・フロ - 計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロ - 計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

. 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 0百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は164,017百万円、延滞債権額は402,391百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,222百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,986 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 579,617 百万円であります。

なお、2 から 5 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 125,239 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金 200 百万円及び有価証券 30,575 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 874 百万円であります。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 676 百万円

9. 1 株当たりの純資産額 16,887 円 83 銭

10. 当社の連結自己資本比率（5.17%）については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外（預金保険法附則第 11 条第 9 項）であります。

11. 「未救助成金」は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第 10 条に基づくものであります。

12. 「その他資産」には、次のものを含んでおります。

・販売用動産不動産 169 百万円

・未還付配当利子所得税 11,847 百万円

・旧東京協和・安全の両信用組合からの事業譲受けにかかる金融機関と当社との収益支援契約に基づき、1 年後に贈与を受ける額 2,512 百万円

13. 「その他負債」には、次のものを含んでおります。

・預金保険法附則第 7 条第 1 項第 2 号の 2 に基づき、預金保険機構に納付する額 30,095 百万円

・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 5,789 百万円

・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 80,999 百万円

（中間連結損益計算書関係）

1. 1 株当たり中間純利益金額 5,835 円 50 銭

2. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

・株式等売却益 73,097 百万円

・債権取立等益 34,758 百万円

・特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第 10 条に基づき預金保険機構より助成金の交付を受けるべき収益 10,085 百万円

3. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

- ・貸出金償却 114 百万円
- ・債権売却損 518 百万円
- ・販売用動産不動産関係費用 44 百万円
- ・預金保険法附則第 7 条第 1 項第 2 号の 2 に基づく預金保険機構への納付金 30,095 百万円
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき預金保険機構への納付金 5,789 百万円
- ・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき預金保険機構への納付金 80,999 百万円

4. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益 17,037 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	548	548	0

(注) 時価は、当中間連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	65,920	62,500	3,420
債券	30,689	30,698	8
国債	30,689	30,698	8
合計	96,610	93,198	3,411

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額
(平成 20 年 9 月 30 日現在)

内 容	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	925,541
非上場外国証券	0
その他	28